

平成27年

刈谷知立環境組合議会第1回定例会会議録

平成27年3月18日



議事日程第1号

平成27年3月18日(水)

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第2号 平成27年度刈谷知立環境組合一般会計予算

---

出席議員(15名)

1番	伊藤幸弘	2番	岡本優
3番	池田滋彦	4番	佐野泰基
5番	白土美恵子	6番	風間勝治
7番	新海真規	8番	鈴木絹男
9番	神谷文明	10番	中嶋祥元
11番	前田秀文	12番	杉山千春
13番	山内智彦	14番	山本シモ子
15番	永田起也		

欠席議員(0名)

---

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者	竹中良則	副管理者	林郁夫
会計管理者	伊藤之雅	所長	藤田勝俊
業務課長	栗田全雄		

---

職務のため議場に出席した事務局職員(6名)

課長補佐兼 焼却施設係長	伊藤寿	総務係長	岡田金幸
副主幹	原勝理	主任主査	稲垣賢幸
主任主査	並木真一郎	主査	稲垣重敏

○議長（佐野泰基）

皆さん、おはようございます。

開会前でございますが、諸般の報告を申し上げます。

上着の着用につきましては、御自由にしていただいて結構です。

ただいまから、平成27年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付しました議事日程表のとおりでありますので、御了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、3番 池田滋彦議員、13番 山内智彦議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（佐野泰基）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本会議の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野泰基）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

○議長（佐野泰基）

次に、日程第3、議案第1号刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案の朗読を省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（佐野泰基）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

おはようございます。

議案書をお願いいたします。

議案第1号刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めておりますが、地方公務員法の一部改正により、必要な事項を追加するものであります。

それでは、改正文に沿って御説明申し上げます。

第3条中の第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号に職員の休業に関する状況を追加するものであります。この条例の第3条では、任命権者の管理者への報告事項を定めており、第5条で管理者が受けた報告の公表を義務付けております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正により必要があるからであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐野泰基）

ただいまの説明に関連する質疑、討論を許可いたします。

○議長（佐野泰基）

10番 中嶋祥元議員。

○10番（中嶋祥元）

おはようございます。

議案第1号について、今の説明に反対するものではございません。地方公務員法の変更についてということでございますので、確認だけさせていただきたいことが1点ございます。今回のこの改正の趣旨と今回追加される職員の休業に関する状況ということについて、具体的にどういうことがあって、どういう休業に関することなのかを、ちょっと確認したいと思います。

お願いします。

○議長（佐野泰基）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

この条例につきましては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めたものでございます。

具体的な公表内容は、任免及び職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒処分、

服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護などの状況で、今回の地方公務員法の一部改正で休業に関する事項が1項目加わることになります。

当組合における休業につきましては、育児休業となっております。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

10番 中嶋祥元議員。

○10番（中嶋祥元）

ありがとうございます。

育児休業が追加されて、それに対する報告の義務が出るということでございます。もう一つ参考までに、教えてほしいんですけども、今回当組合につきましては育児休業ということでございますけれども、休業には例えば長期の病欠だとか、あと帯同で海外に出張、赴任されたときとか、そういうことに関しては対象外になるのかどうかということ、ちょっと再度確認します。

お願いします。

○議長（佐野泰基）

業務課長。

○業務課長（栗田全雄）

議員が申されますように、海外同行の場合も休業というのが地方公務員法で認められておりますが、何せ、私どもの組合は人数が少ないものですから、それは両市の人事異動ということで対応してもらおうように打ち合わせしていきたいと考えておりますので、条例の中に含めておりません。

よろしく願いいたします。

○10番（中嶋祥元）

ありがとうございます。

○議長（佐野泰基）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野泰基）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（佐野泰基）

次に、日程第4、議案第2号平成27年度刈谷知立環境組合一般会計予算を議題といたします。

本案の朗読は省略し、直ちに当局より説明を願います。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

それでは、平成27年度一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第2号 平成27年度刈谷知立環境組合一般会計予算について、御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,479万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるとするものであります。

第2条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の間において流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

続きまして、内容について御説明いたしますので、予算説明書の8、9ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項1目議会費は234万9,000円で、組合議会の運営に要する経費でございます。

10、11ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は1億456万4,000円で、職員の人件費及び組合の一般管理に要する経費でございます。

14、15ページをお願いいたします。

3款1項1目クリーンセンター管理費は16億2,612万5,000円で、ごみ処理及び施設の維持管理に要する経費でございます。主なものといたしまして、11節需用費1億6,941万4,000円で、内訳の主なものは説明欄一つ目の消耗品費1億1,450万6,000円で、ごみ焼却の排ガス処理などに必要な薬剤である消石灰、キレート剤及び灰を熔融処理するための黒鉛電極等の購入費。さらに説明欄三つ下の光熱水費3,914万円で、電気料、水道料などでございます。

次に、13節委託料10億2,126万3,000円で、内訳の主なものは説明欄二つ目の施設運転管理委託料3億6,880万4,000円で、ごみ焼却施設を1年間24時間連続運転管理を委託するための経費でございます。

次ページをお願いします。

同じく委託料のうち、説明欄二つ目の施設設備点検業務委託料4億1,861万6,000円は、ごみ焼却

施設、灰溶融炉、蒸気タービン発電機等の施設設備を円滑に運転管理するための法定点検を含む保守点検業務を委託する経費でございます。

説明欄四つ目の運搬処理等委託料1億2,799万8,000円は、ごみ焼却によって発生する灰等を衣浦港3号地などの最終処分場へ運搬と処分するためなどの経費でございます。

その下の粗大ごみ前選別等委託料6,000万円は、粗大ごみの受付、破碎処理する前の選別、マッパレス等の解体作業、破碎機の運転などを業者へ委託するための経費でございます。

その三つ下の焼却施設等資金計画作成業務委託料820万円は、当組合の焼却施設が供用開始後6年、粗大ごみ破碎施設、余熱ホルルの2施設は30年近く経過する中で、長期的な視野から施設改修への対応と運転管理業務、維持管理経費の縮減、平準化について両市と情報共有を図りながら、平成26年度に策定した施設運営管理基本計画に基づき、27年度は包括委託の対象施設、業務範囲、期間、発注方法、契約条件、業者選定方法などの具体的な計画策定のための経費でございます。

次に、15節工事請負費4億700万円で、内訳の主なものとは説明欄二つ目のごみ焼却施設整備工事費3億8,000万円で、ボイラーの耐火物取替工事、火格子等の取替工事、窒素酸化物を取り除くための脱硝反応塔の触媒取替工事、灰溶融炉の耐火物取替工事にかかる経費でございます。

2目余熱ホール管理費は5,665万3,000円で、余熱ホールの管理運営に要する経費でございます。

主なものとはしましては、13節委託料5,389万5,000円で、指定管理者が行う余熱ホールのプール、トレーニングジム、駐車場などの施設の運営業務、窓口等の利用者サービス業務、施設の維持修繕に関する業務等の経費である指定管理料でございます。

3目余熱ホール整備費は5,900万円で、平成24年度より行う中長期修繕の一環として外壁等の改修を行う経費でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

4款1項1目公債費の元金として4億6,167万4,000円、2目は利子といたしまして6,433万3,000円でございます。

5款1項1目予備費につきましては10万円でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、予算説明書の4、5ページをお願いいたします。

1款1項1目分担金は18億6,939万2,000円で、説明欄にありますように両市の負担額は刈谷市が11億9,602万8,000円、知立市が6億7,336万4,000円でございます。

2款1項1目余熱ホール使用料は85万円で、自販機設置に伴う行政財産目的外使用料でございます。

2項1目ごみ処理手数料は2億1,000万円で、一般家庭以外のごみ焼却処理手数料として事業者より納入されるものでございます。

2目リサイクルプラザ出品手数料は21万4,000円で、1回につき200円、出品者より納入されるもの  
のでございます。

3款1項1目一般寄附金110万円は、当環境組合で直接採用した職員いわゆるプロパー職員の最  
後の職員の定年退職に伴い、職員互助会が解散し、その残余金を当組合に寄附いただくもので  
す。

この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

4款1項1目繰越金は5,000万円でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

5款1項1目雑入は2億4,324万2,000円で、主なものは説明欄四つ目の資源ごみ売却収入の  
8,080万円と、その二つ下の自家発電による売電電力料金1億6,164万円でございます。

その下の廃款は、平成27年度は組合債を予定していないためでございます。

なお、20ページから25ページに給与費明細書、26ページに地方債に関する調書を記載してあり  
ます。

また、別冊といたしまして、平成27年度当初予算の主要事業の概要を添付しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐野泰基）

ただいまの説明に関する質疑、討論を許可いたします。

○議長（佐野泰基）

5番 白土美恵子議員。

○5番（白土美恵子）

おはようございます。

2点質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいま御説明をいただきました、まず1点目は、平成27年度の当初予算の主要事業の概要、こ  
この3ページになりますが、余熱ホール改修事業ということで、5,900万円を計上されています。

この余熱ホールの改修が3年工事ということで、外壁、外構等改修保全工事、そしてプールの防水  
改修工事等がございますが、この工事の内容と、まず工期をお聞かせ願いたいと思います。

そして、もう一つでございますが、一般会計の予算説明書の17ページにリサイクルプラザの運営  
業務委託料ということで448万3,000円が計上されております。昨年は406万5,000円ございまして  
41万8,000円増加ということになっておりますが、その要因についてお聞かせ願いたいと思いま  
す。

以上2点です。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

ただいま御質問をいただきました1点目の工期と内容でございますが、余熱ホール改修事業は平成24年度に行った屋根改修工事、また平成25年度から平成26年度にかけて行いましたリニューアル工事に次ぐ第3期の工事を行ってまいります。平成27年度は予算額5,900万円で、内容は外壁、外構の改修、駐車場の整備、プールの防水改修工事等を計画しております。

工期につきましては、平成28年1月から2月の約2カ月間を休館をして行う予定をしております。もう1点、リサイクルプラザの運営の関係でございますが、こちらのほうは主にかりや消費者生活学校に委託をしております。その運営にかかる経費が委託料でございます。安定的に運営できるよう労働力を確保するために例年愛知県の賃金ベースを参考に、かりや消費者生活学校の代表者と協議をいたしまして、予算計上をしております。今回、営業日数等に大きな変化はございませんので、その分が影響して増加しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

5番 白土美恵子議員。

○5番（白土美恵子）

ありがとうございました。

まず1点目でございますが、余熱ホールを改修事業の工事内容と工期をお尋ねいたしましたが、平成24年度に行った屋根改修等の工事。そして、平成25年度から平成26年度にかけましてのリニューアル工事に次ぐ、今回は第3期工事を行うという御答弁でございました。

そして工事の内容は、外壁、外構の改修、駐車場整備。そしてプールの防水改修工事ということでございました。

平成28年の1月から2月にかけて休館し、工事を行う予定であるということでもございました。この施設は、7カ月間休業いたしまして、昨年6月にリニューアルオープンしたばかりでございますのに、また来年の1月から2月にかけて休館し、工事を行うということでもございますね。そういうことで、リニューアルのときにプールの防水工事が一緒にできなかったのかと疑問に思ったわけでもございますが、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

そして、1月から2月にかけて2カ月間、休館になるわけでもございますが、利用者の方への影響が大きいというように思われます。対応策について、どのようにお考えなのかということもお聞きしたいと思います。

そして、2点目のリサイクルプラザでございますが、平成21年に開設をされました。そして、かりや消費者生活学校に委託をしまして、今、運用をいただいているということでもございます。

刈谷市には、平成10年に開設されましたリサイクルプラザ「エコくる」というのが清掃センターの2階にありましたが、昨年11月に県道の刈谷大府線の刈谷栄橋の供用開始に伴って、環境セン

ターの2階に移設をされております。こちらもかりや消費者生活学校、こちらは補助金を出して運営をさせていただいておりますが、この「エコくる」の利用者が年々減少しているということで、ちょっと心配しているわけでございます。その要因の一つが、100円ショップがふえてきたからということと、そしてまた移設した場所がわかりにくいという、そういうことも考えられるということでございます。

そんなこともございますので、刈谷知立環境組合が委託しているこのリサイクルプラザ、この利用者はどうなのかというように思いまして質問させていただきます。

平成27年度予算額は41万8,000円ふえております。安定的に運営できるように労力を確保するため、愛知県の賃金ベースを参考に協議して予算計上したという御答弁でございました。増額されたということによかったと思いますが、それではリサイクルプラザの来場者の推移をお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

まず、1点目でございます。平成26年の5月までのリニューアル工事の際に、プール防水工事はプールの壁面を先行して改修をいたしました。それにより、今回の改修内容、床の防水工事はその同期間内での施工が難しかったこと。また両市の分担金が大きく変動しないようにリニューアル工事を2年継続とした事情がございまして、防水工事部分につきましては3期工事。今回の工事というようにさせていただきました。

また、休館でございますが、こちらのほうは1月から2月ということにさせていただいております。その理由については、まず、1点目といたしまして、プールの利用者が少ない時期であることと、また1月につきましては例年、焼却施設の全休炉に伴う休館でございまして、余熱がなくなるということで1カ月間の休館を行っております。そこに合わせてということで、1月、2月という工期を取らせていただいております。

しかし、工期につきましては今後のことでございますが、なるべく短縮をするように調整してまいりたいと思っております。

また、利用者の方々への配慮でございますが、こちらのほうは、今、指定管理者のほうで回数券を購入して利用されている方も多くございます。こちらのほうは使用期限がございますので、その1月、2月が期限になるような方について、延長の関係、あるいは2階のトレーニングジムあるいはフィットネススタジオについては、工事期間中も営業はできるように指定管理者のほうと調整を行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

それから、2点目のリサイクルプラザの来場者の関係でございます。こちらのほうは、開業した

平成21年度以降の1日当たりの来場者数の推移ということで報告をさせていただきますと、平成21年度は1日当たり50人。平成22年度は47人。平成23年度は46人。平成24年度は45人。平成25年度は47人。平成26年度につきましては2月現在でございますが49人となっております。ほぼ開業以来、横ばい状態であるというように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

5番 白土美恵子議員。

○5番（白土美恵子）

御答弁ありがとうございました。

3回目ですので要望ということで、よろしく願いをいたします。

まず、余熱ホールの改修事業でございますが、リニューアルと同時にできなかった理由ということで、プールの防水改修工事はプールの壁面を先行して改修したということでございました。床防水工事と同時施工は難しかったということでございます。

そして、分担金が大きく変動しないように床防水工事は第3期工事としたということでございました。

そして、利用者への対応策といたしましては、プールの利用者の少ない時期に配慮し、工期をできるだけ短縮するよう調整するという御答弁でございました。特に2階のほうですが、回数券を購入している方も多いので、使用期限の延長を行うということでございました。

そして2階のトレーニングルーム、そしてフィットネススタジオ。こちらは営業を行っていただけるような、指定管理者と今から調整をしていくということでございましたので、ぜひ2階のほうは開業していただいて、今までどおり使っていただきたいというように思っております。

そして、プールの回数券の件でございますが、これは回数券は半年で何枚ということで買っていただいて使っていただいていると思います。半年が期限ということだと思いますが、今回の休館は2カ月ということでございますので、この2カ月の間に、その休館中に期限切れで利用できなくなってしまうということで、利用者の方に不便をかけるようなことがないように、この使用期限の延長をするということをしっかりと利用者の方に周知をしていただくことが大事ではないかなということを思います。利用者の方に御迷惑をかけないように、せっかく今、人気でございますので、引き続きまして、多くの方に利用していただけるように、細かいことですが大事なことだと思いますので、しっかり配慮のほうをお願いしたいと思います。

それからリサイクルプラザでございますが、来場者は、ほぼ横ばいであるということでございました。平成26年度は2月現在で49人ということですので横ばいですが、ちょっと上向きなのかなということで安心したところでございます。刈谷市の「エコくる」の利用者も、こちらのほうに若干

来ているのかなという、刈谷市としてはちょっと心配な点もあります。この施設といいますのは不用品を再使用する、ごみ減量につながるということで重要な施設でございますので、今100円ショップがいろいろ出ておりますが、こちらのほうもしっかりと宣伝をしていただきたい。

それで、この施設をほぼ知らない方もまだお見えになるという、そんなこともお聞きいたしますので、リピーターだけではなくて、新規の利用者の方をふやすということが大事ではないかなというように思いますので、両市でそれぞれ市民だより等で、またこの施設のことをPRすることも重要ではないかというように思いますので、ぜひその点もお考えいただきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

13番 山内智彦議員。

○13番（山内智彦）

それでは、1点確認させていただきたいと思います。主要事業の概要の2ページ、予算説明書の17ページですが、ごみ焼却施設整備工事3億8,000万円です。まず質問ですけれども、この整備工事というのは、どんなタイミング、あるいはどんな内容なのかについて、もう少し詳しく教えてください。

よろしく願います。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

どんなタイミング、また工事の内容でございますが、まず、こちらのごみ焼却施設の運営において、最も重要視する中でも排ガスの規制がございます。その中でもダイオキシン類についての規制値は平成12年1月14日以前に建てられました旧工場施設、旧焼却施設に比べまして、現在の焼却施設は厳しい法的基準の中で行っております。その上に地域の4地区の方と協定を結びまして、その法定の基準よりもさらに厳しい自主規制の基準値を設けて行っているのが現状でございます。

このような中で、ごみを高温で焼却することで規制値を遵守することができるのですが、その方法と申しますのが、焼却炉の中で850度以上の高温で燃焼いたしまして、その排ガスを高度処理するために今回行っておりますボイラー耐火物の取替、それから脱硝反応塔の触媒の取替、灰溶融炉耐火物の取替、こういったことを行っています。こういったものについては、やはり850度という高温といったこともございますので、タイミングとしては毎年工事が必要になってくるというようになります。

また、今回もう1点、焼却設備の中の火格子の取替をお願いをしているわけですが、こちらにつ

きましては、今までも毎年ローテーションあるいは部分交換などしておりましたけれども、ことし、特に損傷が激しい箇所を取替る工事を行うということで、お願いをしているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

13番 山内智彦議員。

○13番（山内智彦）

詳しい説明ありがとうございました。

その必要性、非常によくわかります。そこでもう1点聞きますけれども、去年のこの種の工事と、それから来年度以降、平成28年度以降の計画について、わかる範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

まず、平成26年度でございますが、平成26年度につきましては、ごみ焼却設備の工事費は3億5,000万円でございます。内容につきましては、先ほど申し上げましたボイラー耐火物の取替、それから脱硝反応塔の触媒の取替、それから灰溶融炉耐火物の取替といったことを行っております。

次に、平成28年度以降というお話でございますが、平成28年度につきましては施設稼働後8年ということもございまして、毎年の工事に加えてバグフィルター、ろ紙のようなものですが、そのろ布の交換。それから灰溶融炉の炉床耐火物、床の部分の取替などを予定しております。

その後、平成30年度には供用開始から10年経過をすることもございまして、大規模な修繕を計画しております。こちらのほうは、あくまでも推計でございますが約12億円、それ以降につきましても10年を経過するというので、3年間程度は10億円程度の費用が必要になるのではないかとこのように、今は想定をしております。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

13番 山内智彦議員。

○13番（山内智彦）

ありがとうございます。

来年度の計画、それから再来年以降ということですね、決して安くはない費用がかかるというようなことは理解できたんですけども、最後の意見を申し上げさせていただきますが、やはりこの平成27年度でいうと約4億円ぐらいの費用、今後10億円以上の費用がかかってくるということですが、やはりごみ処理施設の中で、このメンテナンスというのが、ここでもこのごみ焼却施設の生命線だと思っております。ですからメンテナンスというのは、予算書の上のほうにも法定点検含む保守費用

もありましたけれども、やはりこれはしっかりやっていただくことが故障を起こさない、それからいいものはしっかり長く使い続けるというようなことになるとと思いますので、一見巨額ではありますけれども、しっかりその辺の理屈をみんながわかるようにしていただければ、これは納得できる金額かなというように思っています。

特にこの議会の構成上、同じ議員が連続してずっと10年も15年もこの議会に参加できないというようなこともありますので、どうしても過去の経緯とか、あるいは新しく施設が建った後、ずっと継続的に見るというのは非常に難しい話であって、毎年毎年、同じような質問があるかもしれないということで、そういった恐縮する部分もあるんですけども、今後とにかく、平成27年度よりもっと巨額のお金がかかってくるということについては、やはりそういう意味では理解できるような丁寧な説明があるとよいと思います。必要なものはやっぱり、しっかりこちらのほうは認識したいものですから、そういう部分での取り組みをお願いしまして、以上で終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐野泰基）

14番 山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

まず、初めに忘れないところからですけれども、先ほどの議員の討論の中で、少し把握できたところの一つで、事業概要説明書の2ページになります。ごみ焼却施設整備工事で、建てかえるときに、近隣住民との話し合いをつぶさにやってきたという経過があります。そのあたり所長の答弁で4地区との協定の中で、「ダイオキシン類の法定基準より厳しい項目を設けてやっております」ということだったので、これについては質問ではありません。4地区との協定書を結んだわけですが、その協定を後日閲覧させてもらえればと思っていますので、それについてはこの範囲にとどめておきます。

次ですが、質問です。

15ページです。需用費のところでの私の認識不足だと、多分そのことを認識しながら質問させていただきました。需用費で1億6,941万4,000円のうちの4番目の光熱水費ですね。ここで3,914万円ですが、説明で電気料というように言われたんです。何をお聞きしたいかというのと、このごみ焼却で出る余熱で電気等、水道等が賄われてきている認識だったわけですが、3,914万円の電気料等という問題に対して、どのような関連性があるのかどうかについてを、まずお聞きをします。

二つ目については歳入です。歳入とその歳出について入っていきますが、歳入でこの予算説明書でいくと4ページになりますが、分担金が昨年度より6,456万円増になっています。もう一つ、その下の余熱ホール使用料です。使用料も昨年度より21万8,000円増というようになっております。分担金の6,456万円の増というのは、何をもって予算が増額になっているのかということで、お聞

きをしたいわけですが、そのことが一つで、2回目に聞いたその余熱ホールの使用料が昨年度より増になっています。そうすると、余熱ホールそのものの予算が16ページで出てくるわけですが、余熱ホールで指定管理委託料として5,389万5,000円が計上されておりますが、昨年リニューアルして指定管理料になるわけですが、ここの関連等もあるのかどうかについての説明をお願いします。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

御質問をいただきました、まず予算説明書の15ページ、電気料の関係でございます。光熱水費中の電気の料金というお話でございますが、こちらの電気料でございますが、一見すると私どもの施設は排熱を利用して自家発電をし、1億円近い収入を上げているという状況でございます。しかし、やはり、そのごみ質において、電気の量というのは一定に、ずっといつているわけではなくて、ごみ質によって落ちるときもございます。常に経常的に出ているわけではなく、若干そのごみ質、日にちによって、あるいは時間によって、分によって落ちるときがございます。そうしたときに、この工場の中で賄う電気自体が不足する時間がございます。そのときには、中部電力から買う必要がございます。そのための経費ということでございます。

それから2点目の分担金の増の理由でございますが、説明書の2ページ、3ページを見ていただきますと、私どもの分担金の計算の方法もあるんですが、まず歳出のほうを確定をさせていただきます、精査させていただいて、そして歳出のほうは今年度の予算につきましては1,500万円の増になっております。それに対応します歳入を、私どものほうで1ページにありますように行ってまいります。そのときに1,500万円の歳出がふえましたので、その分がそのまま前年度と同じように歳入がふえず、分担金を除く歳入の部分に変更なしに1,500万円ですと分担金が単に1,500万円上がる、そういう状況になるわけですが、歳入のほうを見ていただきますと、使用料、それから寄附金、それから諸収入につきましてははふえておりますが、今年度につきましては組合債、前年度でありました組合債の5,400万円、こちらのほうが予定をしていないということが大きな要因で分担金のほうが、これだけの金額6,456万円ふえるという状況でございます。

それから余熱ホールの関係の歳入のほうの使用料と、それから16ページにあります余熱ホール管理費の関係でございます。余熱ホールの運営につきましては、指定管理者制度になりまして、歳入側で従前ございました使用料、余熱ホールの使用料については、利用料金となり全て指定管理者の収入として上げさせていただいております。したがって、余熱ホールのほうで入る収入といたしましては、先ほど説明をさせていただきましたが、自販機の目的外使用料のみということになります。

それから歳出のほうでございますが、こちらのほうにつきましては、昨年よりも1,000万円減っ

ているという状況がございますが、こちらのほうについては昨年、新しく指定管理が始まるということで備品の購入費及び、ずっと使用がございましたゲートボール場を駐車場にかえるという工事費。この二つを約1,300万円ほどで予算計上しておりました。その金額が今年度はないということで、こちらのほうの管理費は下がっている、そういう事情でございます。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

14番 山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それでは、余熱ホールのほうでいきますと、これまで65歳以上のプール使用料が半額ということで使用料500円は変わらずで、65歳以上は半額使用料ということでした。指定管理者になってもこれが継続されているのか否かということと、その継続されているという認識でおりますが、継続されているとなると、半額補助の部分の負担部分は指定管理者が持つのか、組合からの予算としてそれが盛り込まれているのかについてをお聞きします。

それから余熱ホールの件です。余熱ホールですが、昨年リニューアルして、それまで市民の皆さんの利用があつて、そしてなくなるということをお聞きをした、認識をした、市民サイドからなくしてほしくないという要望はあつたわけですが、その説明の中で、お風呂としてはならないんだけど、お風呂として活用してもらえればと言って説明したのがプールの中にあるジャグジーですね。これがお湯になっていますので、それを活用していただければということでした。実はこのジャグジーですが、高齢の方が入ったときにとても泡の勢いが強くて「あれはとでも入っとれんわ」という話が、年配の女性から入ってきました。ジャグジーに対してお風呂の代替としてできているという認識になっているのかについての2点お聞きします。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

回答を申し上げる前に、先ほどの回答の中で電気を購入する先を中部電力というように申し上げたと思うんですが、申しわけございません。こちらのほうはP P S 特定規模電気事業者のほうでございます。中部電力からは買っておりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、答弁のほうをさせていただきます。

先ほど500円が半額になっているのかというお話でございますが、こちらのほうは継続して半額になっております。

それで、費用のほうはどうなるのかというお話でございますが、これは指定管理者を決める際に、条件として65歳以上の方については、半額にすることを継続する条件でやっておりますので、私ど

ものほうから経費を払うということはしておりません。指定管理者の条件のうちでやっております。

それからあと、ジャグジーといいますか、こっちのほうのクアコーナーの関係でございますが、クアコーナーの関係は山本議員が言われるように、そう言われる方もあるんですが、私どものほうには非常に好評であるというように指定管理者のほうから、また利用された方からも御意見をいただいておりますので、認識としては私どもとしては、よかったかなというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

14番 山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

それでは、余熱ホールの改修、今後も改修する件に関して今回の5,900万円に反対はしないわけですが、余熱ホールに関して、もう少し要望させていただかなければなりません。いわゆるこの予算書を見れば、余熱ホールがリニューアルして今度の改修は外壁だとか、そういう予算となっております。これで改修のほうは1期、2期、3期工事として終わるということですが、先ほど2回目の質問のときに、ジャグジーがお風呂との代替としてなっていると認識があるかどうかという質問をさせていただいたわけですが、ジャグジーは好評だというようにお聞きしているということでした。使った方から、いちいち「あのジャグジーはいかんわ」と言わなければ、好評の声しか入ってこないということになります。ジャグジー、クアコーナーがお風呂として、これまでであったお風呂としての代替とはならないということは明らかでありますので、今後この件に関しては課題としてきちんと受けとめていくべきだということを厳しく伝えていきたいと思います。例えば、では現状でお風呂をさらに外づけでつくるだとかは考えられないとするのならば、来場者の方たちが気軽に利用できる。よくありますね、どこか施設へ行くと足湯がある。足湯だけでもほしいという声はたくさん届いておりますので、そういうコーナーを設けることもこの改修の中できちんと考えていただきたいということを強く要望させていただきます。

もう1点。これは今、気がついたことです。質問ではありませんが、余熱ホール指定管理者としての指定管理料が5,389万5,000円で、65歳以上の半額についてもその分は指定管理者に利用料が入るので、その中で見てくださいということになっています。今度の9月になると決算でことが見えてくるのかもしれませんが、やっぱりそれが指定管理者に負担をさせていくには、市民のサービスを結局、組合が持たないということになるというように私は認識をしますので、ぜひ半額補助は60歳以上、私ずっとこの議会に参加するたびに60歳以上の半額をとということを届けてきました。最近、健康オタクとか、それからやっぱり足腰弱ることを防ぐということで、60歳以上の方たちも幅広い形で健康に注意しているということが聞こえてきます。そういう方たちに寄与できるのが、やっぱ

りプールですので60歳以上の半額補助を求めるとともに、それを指定管理者に負荷させるのではなくて、この余熱で、たわわのように出る熱量でプールは運営されていますし、そこで使えるお湯ですので、ぜひ組合が市民サービスとしてこれからも残すべき、半額補助を拡大すべきであり足湯等の施設整備を強く求めます。お風呂がそこで聞いたわけではありませんが、すぐに外づけなどで整備できるような形を取るのなら、足湯は来場者の方たちに広く利用できるものというように思っていますので、その要望を伝えて予算には同意をします。

○議長（佐野泰基）

10番 中嶋祥元議員。

○10番（中嶋祥元）

1点の項目について御確認をさせていただきます。主要事業でいきますと4ページの施設運営管理実施計画策定事業。予算説明書でいきますと17ページの説明欄の上段から10行目のところがございます。820万円の予算がついている事業でございますが、要は策定事業の委託ということになるかと思うんですけれども、この委託をするということは意外とブラックボックスになりがちな業務ではないかなということを懸念するということを趣旨に確認させていただきたいと思います。

まず、1点目がこの実施計画、「中期の包括委託についての実施計画を策定するものです」と書いてありますが、この実施計画を策定するにあたり、その策定の内容というのを、まず具体的に確認をしたいと思います。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

この実施計画策定業務の内容でございますが、平成26年度に基本計画を策定しております。その計画をもとに包括委託の、先ほど申し上げましたが、対象施設あるいは業務範囲、期間、発注方法、契約条件、業者の選択の方法等について整理をしてまいりたいというように考えております。

本委託業務は、検討事項が非常に多岐にわたり煩雑になります。委託業者につきましては、市場調査の作業、あるいはコスト削減率、あるいはリスク情報を含めた情報収集などを作業させてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

10番 中嶋祥元議員。

○10番（中嶋祥元）

ありがとうございます。

今回の委託、先ほどの御説明のとおりでございますということと、今回委託業者に特に願います

るポイントはコスト、市場調査の作業とか、情報収集ということが主なものという御答弁だったという理解をさせていただきます。

2回目の質問でございますが、そうすると業務委託をした委託先には、そういうことをメインにお願いをするのであれば、裏返すと、この当組合の役割は何かということが、まず一つ目。

もう1点が、今回予算を計上している820万円の根拠と申しますか、妥当性というのか、そんなところをどうやって詰めて積算されたのかというところを確認します。

○議長（佐野泰基）

所長。

○所長（藤田勝俊）

当組合といたしましては、両市も関係いたしますので情報共有を両市と行っているということは当然のことでございますが、両市の財政負担の軽減と平準化を目指しまして、検討事項をどのように組み合わせることが最適になるか等の検証をいたしまして、また、それについて判断をしてまいりたいというように考えております。

また、委託業務の詳細の内容の積み上げの根拠等でございますが、こちらのほうは委託期間を11カ月というように見込んでおります。内容につきましては、中期包括委託に関する調査、検討、それから導入に関する作業の詳細、それから入札あるいは公募による書類案の作成、契約書類案の作成及び運営の支援等で、延べですが106人日分を想定しております。

この積算でございますが、経費につきましては人件費に諸経費を加え、国土交通省の積算基準に従いまして積算をしておりますので、予算額等につきましては妥当であるというように私どものほうは考えております。

以上でございます。

○議長（佐野泰基）

10番 中嶋祥元議員。

○10番（中嶋祥元）

ありがとうございます。

今回の最初の答弁のございました両市の財政負担の軽減と平準化ということで、これは長期の基本計画と包括委託をすることによって、委託管理そのものはコストが軽減という、これはそのとおりということで、これは平成26年度になるのかな、基本計画を策定したことについて動いている、これについては、そのとおりというように理解をしています。

今、最後に答弁のございました106人日という数字が、おおよその工数。そうすると、おおよそこれは5カ月程度ですね。5カ月余。1人が、かかり切りになると5カ月余ということでございまして、それが今回820万円ということになりますと、おおよそ1日当たりでいくとマンレートとか、

7万7,000円ぐらいの金額になりますよね。月に換算すると約150万円程度、強。

僕の経験でいくと、150万円と言うと意外と、そこそこの金額かなというイメージがあって、例えばこれと同じにしていけないんですけども、システムをつくるというのをSE、システムエンジニアの単価レートでいくと月に150万円という。意外と優秀なSEを雇えるレベルだとね。

そうすると、それなりのお金をかけて今回の策定をするということでございますので、しっかりとした策定をしていかなければいけないという思いを、まず持ってお願いをし、しっかりと策定していただきたいというお願いでございます。

あと、やはり先ほど冒頭に申し上げたブラックボックスになりがち、委託というのはそうなりがちではないかなと思っておりますので、答弁にもございましたけれども、丸投げにならずにしっかりしたチェックだとか、実はその策定内容が本当に効果があるものかとか、そういうことをチェックする機能をしっかり持っていただきたいと。

最後に意見です。先ほど期間が11カ月程度見込んでやりますという話でございましたけれども、先ほどの委託分でいうと約5カ月程度強になります。もちろんそれを組合のほうで精査しながらやるように対処するんで、しっかり時間をかける必要もあるかと思うんですけども、意外と来年度ほぼいっばいかけて策定するというところでございますので、若干その足が長くなり過ぎてしまうイメージがちょっとあるので、しっかりと詰めるときは一生懸命詰めてやったほうが、やっぱり仕事は効率的なのかなと思いますので、そのあたりをしっかりと精査をしながら事業も進めていただけるといいかなと思います。

これは要望として出しておきます。お願いいたします。

以上です。

○議長（佐野泰基）

14番 山本シモ子議員。

○14番（山本シモ子）

議長、発言をお許してください。

○議長（佐野泰基）

質疑は3回までです。

○14番（山本シモ子）

質問ではありません。態度表明をちょっと間違えましたので。

○議長（佐野泰基）

はい。

○14番（山本シモ子）

発言させてください。すみません。先ほど予算には同意しますと言いましたが、散々質疑をして

おきながら、ちょっと誤りました。

余熱ホールの指定管理者制度にするがためのリニューアル改修だったということは、昨年度から議会で審議をしてきて確認してきました。それによって、市民サービス等に弊害があるというようにはもちろん思っておりません。現在、65歳以上の半額を指定管理者の中で行っているという御答弁をいただきました。指定管理者側のサービスの削減があるというようには、私はそこを指摘しているものではなくて、指定管理者ではなく直営に戻し、市民サービスに両市が協力してつくるべきだということを申し上げて、予算の中の余熱ホール管理費5,665万3,000円のうちの指定管理費の5,389万5,000円に対して反対します。すみません。

○議長（佐野泰基）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐野泰基）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成27年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

---

午前11時00分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 佐野泰基

刈谷知立環境組合議会議員 池田滋彦

刈谷知立環境組合議会議員 山内智彦